

カナダジャーナル留学サービス約款

2018年7月改定

第一条

基本約款

パッケージプログラム申込みご希望の方は、当規約約款を承諾の上、カナダ・ジャーナル（以下、弊社）に対し、留学期間中のパッケージプログラムを申込みます。パッケージプログラムとは、学校その他の教育機関のお申し込み、ホームステイ及び空港送迎などの全てのサービスの総称です。

第二条

プログラムの意義

お申込者（以下、お客様）のプログラム手配とカナダ滞在中のサポートは弊社とお客様の間で締結します。プログラム契約の成立

(1)

お客様は、弊社所定の申込書に必要事項を記入の上、E-mail、郵送、FAX、およびその他の通信手段による契約のお申込みをして頂きます。

(2)

弊社は、申込書承諾の旨をお客様に通知した後請求書を発行します。お客様は弊社へ、指定期日までにお申込金をお支払いしていただきます。

(3)

本項(2)により弊社がお申込金受領確認した時点で、本プログラム契約が成立するものとします。

(4)

契約成立後に入学手続き等の手続きを開始致します。

第三条

弊社からの申込み拒否事由

お客様が希望するプログラムの申込み期限までに、必要手続きの完了する見通しが無いとき、弊社からの連絡によりお申し込みを拒否することが出来ます。

第四条

プログラム代金

プログラム代金は、弊社作成の請求書に従いプログラム開始31日前までに当該代金をお支払いください。

※
申し込み方法、及び振込先情報に関しましては、プログラム約款の第十六条、第十七条をご参照下さい。

第五条

渡航手続き留学プログラムに要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

第六条

お客様に提供するサービス

弊社がお客様に提供するサービスは以下の通りです。

- (1) 渡航前のカウンセリング・オリエンテーションサービス
- (2) 渡航後のホームステイ滞在手配
- (3) 現地到着時の空港送迎
- (4) 現地滞在中のサポート（24時間緊急サポート含む）
- (5) 学校の入学手続き代行

第七条

プログラム契約の変更

(1) サポートプログラム契約締結後に、お客様の都合により現地到着日、現地到着飛行機便名などを変更される場合は、すみやかに弊社へご連絡ください。お客様から連絡が無い場合は、契約を破棄したものとみなし、プログラム料金のいかなる返金もいたしません。

(2) 当プログラム契約を変更する場合の変更手数料は弊社の提示する変更手数料をお支払いください。

第八条

プログラム契約内容の変更

弊社は留学プログラム契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサポートサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、プログラムの安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由との因果関係を説明してプログラム日程、プログラムサービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合やむを得ないときは、変更後にご説明することもあります。

第九条

プログラム契約の取消および取消料

(1) 既に成立している当プログラム契約をお客様の都合により取消する場合、すみやかに弊社までご連絡ください。お客様より書面にて取消を伺った時点で、お客様との契約は正式に取消されます。取り消し手続き後、所定の取消料を減額した上で残金が発生した場合、ご返金をさせていただきます。キャンセル後に返金される額についての詳細は下記をご覧ください。

○ご出発より15日前まで

- ・学校、教育機関の取消料：学校より返金された金額より、学校が定めたコミッション額を減額した額
- ・ホームステイの取消料：手配料を減額した額
- ・その他サービスの取消料：全額返金いたします
- ・お申込金：返金はございません

○ご出発より14日以内

- ・学校、教育機関の取消料：学校より返金された金額より、学校が定めたコミッション額を減額した額
- ・ホームステイの取消料：手配料、及び28泊分の滞在費を減額した額
- ・その他サービスの取消料：返金はございません
- ・お申込金：返金はございません

(2) お客様は次に該当する場合はお申込金以外の取消料なしでプログラム契約を取消することができます。

①

お客様ご本人の死亡、疾病、ビザの不許可による取消については、当該代金から必要経費（学校などにかかる取消料や入学金）を差し引き払い戻し致します。但しプログラム開始後は、それに限りませんのでご了承下さい。

②

一親等以内の親族の方の死亡による取消については、当該代金から必要経費（学校などにかかる取消料や入学金）を差し引き払い戻し致します。但しプログラム開始後は、それに限りませんのでご了承下さい。

③

第十一条に基づいて、プログラムの契約内容が変更されたとき。但し、その変更が重要なものである場合に限ります。

(3) 留学後、お客様の素行に問題が見られた場合、又ホストファミリーに何らかの理由で迷惑をかけた、学校側から退学処分を受けた場合、サポートプログラム代金をはじめ、既に支払っている授業料や保険料等は、一切返金致しません。また、そのような事態になった場合、お客様は一切のサポート破棄をしたものとみなします。

第十条

弊社からの解約

(1) 第十条に規定する期日までにプログラム代金を支払われないときは、弊社はプログラム契約を解除できるものとします。この時は、第十(1)に規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(2) 以下に定める事由が生じたとき、弊社は催告の上、サポートプログラム契約を解約できるものとします。この場合、既にお支払い済みのプログラム料金は一切返金致しません。

①お客様が現地滞在中に弊社への連絡なくホームステイ先を退去、または延長されたとき

②連絡の不能現地でのお客様の引越しや、途中帰国により1ヶ月以上に渡り連絡不能になったとき。(この場合は催告なく解約とします)

③お客様が受入れ機関に迷惑を及ぼし、円滑な研修実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

④

その他、弊社がやむをえない事由があると判断したとき。

(3) 以下に定める事由によりサポートプログラム契約を解約したときは、既に収受している留学代金(あるいは申込金)から必要経費(学校などにかかる取消料や入学金)を差し引き払い戻しいたします。但しプログラム開始後は、それにかぎりませのでご了承下さい。

①天災事変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のプログラムサービス提供の中止、官公署の命令その他の弊社が関与し得ない事由によりご案内したプログラム日程に従ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

②お客様が病気その他の事由により、当該プログラムに耐えられないと認められたとき。

第十一条
弊社の免責事項

お客様が次の事由により、被害を受けられた場合におきましては、弊社は原則として責任を負いません。

天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止

②

運送、宿泊機関等のサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこ